～令和３年度グリーン化事業【補正予算】 申込時の注意点～

●必ずグループルールとマニュアルを遵守して下さい。遵守出来ない場合は、補助金が下りない可能性がございます。
グループルールの資料は、実績報告時にメールご提出下さい。
グループルールの資料も含め、全ての資料が揃いましたら実績報告の申請を致します。
●説明動画を視聴していただき十分にご理解された上で交付申請をして下さい。

- 請負契約を、令和３年 12 月 20 日（補正予算成立日）以降に交わした物件が対象です。
  仮予約や手配後のキャンセルは出来ません！
  事務局として１件でもキャンセルをすると、その後の新規申込みが来なくなります。
- 着工は、令和３年 12 月 20 日（補正予算成立日）以降可能です。
- 交付申請時に、補正予算成立日よりも前に着工していない事が分かる書類①～③いずれかの提出が必要です。

①令和３年 12 月 20 日以降に撮影した、着工前の現地写真
※撮影日・物件名・採択通知番号「G32」※補正予算専用です。を記載した、
看板を入れて２方向から撮影した写真２枚以上。
※解体前の場合は、現状の写真を撮影してください。
※造成中の場合は、現状の写真を撮影してください。
（造成後、更地の撮影をお願いします。そちらの写真は実績報告時にご提出下さい。）
②令和３年 12 月 20 日以降に交付された確認済証
③令和３年 12 月 20 日以降に認定申請した認定通知書
※ゼロ・エネルギー住宅と性能向上計画認定住宅以外

- 住宅が「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、対象外です。
- 交付申請書は、枠配当後１週間以内に申請をお願いします。
  ※期日までに申請されない場合は、自動的に削除されます。
- 実績報告を、令和４年 10 月中旬までに申請できる物件のみお申込み下さい。
- 事業完了の定義の変更
  事業完了とは：対象物件の工事が完成し、契約に基づく工事費全額が清算された時点。
  ※引き渡された時点が、定めから削除されました。
  工事が完成しとは：検査済証の交付日（確認申請が必要な地域）

- 万が一、補助金が受け取れない場合がございましても、当グループでは補償致しかねますので何卒ご承知置きください。

- 物件毎の事務手数料　※施工事業者のみ

交付申請：30,000 円(税抜)　／　実績報告：30,000 円(税抜)
※交付申請については補助金枠の割当が確定した際にご請求致します。
※実績報告については実績報告申請のご報告をいただいた際にご請求致します。

以上。